

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号)第 15 条第3項の規定に基づき、小郡市立学校給食センター整備運営事業に係る事業契約の内容を公表します。

令和6年9月 27 日
小郡市長 加地 良光

1. 公共施設等の名称及び立地

名称 小郡市新学校給食センター
立地 福岡県小郡市大保 1476 番地・1474 番地

2. 選定事業者の商号又は名称

名称 PFI小郡市スクールランチ株式会社
所在地 福岡県小郡市松崎537番地3
代表者 代表取締役 脇本 実

3. 公共施設等の整備等の内容

小郡市立学校給食センターを対象とする施設整備業務、開業準備業務、維持管理業務、運営業務、解体業務、既存中学校の配膳室改修業務

4. 契約期間

令和6年9月25日から令和 23 年8月 31 日まで

5. 契約金額

4,160,988,294 円(消費税及び地方消費税を含む)
(ただし、上記金額に、事業契約書に定める方法による金利変動及び物価変動に伴う相当額を加算した額)

6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事項に関する事業契約の内容は、事業契約書における以下の条項のとおりである。

(発注者の解除権)

第 64 条 発注者は、受託者が各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 発注者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、正当な理由なく、設計又は工事に着手すべき期日を過ぎても設計又は工事に着手しないとき。

(2) 発注者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、受託者の責めに帰

- すべき事由により本施設の引渡しが行われないうち又は引渡予定日経過後相当の期間内に本施設を引渡す見込みが明らかでないとき認められるとき。
- (3) 発注者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、受託者の責めに帰すべき事由により運営開始予定日に運営が開始されないとき又は運営開始予定日経過後相当の期間内に運営が開始される見込みが明らかでないとき認められるとき。
 - (4) 受託者が維持管理業務及び運営業務について要求水準書に従った義務の履行を行わない場合であつて、**別紙8**に定めるところにより発注者が本契約を解除する権利を取得するに至ったとき。
 - (5) 受託者がその破産、会社更生、民事再生若しくは特別清算の開始その他これらに類似する倒産手続の開始の申立てを取締役会において決議したとき又は第三者の申立てによつて当該手続が開始されたとき。
 - (6) 受託者が本事業の実施を放棄し、当該状態が30日以上継続したとき。
 - (7) 受託者が第42条第1項の業務日誌又は同条第2項の業務報告書に重要な事項についての虚偽の記載をしたとき。
 - (8) 受託者が著しい社会規範に反する行為を行った場合
 - (9) 受託者が第65条又は第66条第3項の規定によらないで本契約の解除を申し出たとき。
 - (10) 前各号に掲げる場合の他、発注者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、受託者が本契約上の義務に違反し、かつ、その違反により本契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 2 前項の規定により本契約が解除された場合には、受託者は、次の各号に掲げる区分に従い、次の各号に掲げる額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第33条第5項に規定する完成確認書の交付前に解除された場合
施設整備に係るサービス対価（施設整備に係る資金調達に伴う利息相当額のサービス対価、消費税及び地方消費税相当額を含む。）の10分の1に相当する額
 - (2) 第33条第5項に規定する完成確認書の交付後に解除された場合
解除された事業年度1年分の維持管理業務及び運営業務に係るサービス対価に相当する額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の10分の1に相当する額。ただし、開業準備開始初年度については、解除された事業年度1年分の維持管理業務及び運営業務に係るサービス対価に相当する額に開業準備に係るサービス対価に相当する額を加算した額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の10分の1に相当する額
- 3 前項の場合において、第7条の規定により契約保証金の納付若しくはこれに代わる担保の提供又は履行保証保険契約の締結が行われているときは、発注者は、当該契約保証金若しくは担保又は履行保証保険契約の保険金をもって違約金に充当するものとする。
- 4 受託者は、第1項の規定に基づく解除により発注者が受けた損害額が前項の違約金の額を上回るときは、その差額を発注者の請求に基づき支払わなければならない。
- 5 発注者は、事業を継続する必要がなくなった場合その他の事由により必要があると認めるときは、180日以上前に通知を行うことにより、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 6 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受託者の解除権)

第 65 条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 発注者がサービス対価の支払いを遅延し、受託者から催告したにもかかわらず、催告から 60 日を経過しても当該義務を履行しないとき。
 - (2) 受託者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、発注者が契約上の重要な義務（金銭債務を除く。）に違反し、かつ、その違反により本契約の履行が困難となったとき。
- 2 受託者は、前項の規定により本契約を解除した場合において、損害があるときは、本契約解除により受託者が被った合理的な範囲の損害の賠償を発注者に請求することができる。

(不可抗力又は法令変更等による解除権)

第 66 条 不可抗力又は法令変更等により、受託者による本事業の継続が不可能となった場合又は本事業の継続に過分の費用を要する場合において、不可抗力事由等の発生の日から 60 日を経過しても第 24 条第 4 項若しくは第 49 条第 4 項の協議が整わないとき又は第 53 条第 1 項の通知の日から 60 日を経過しても同条第 5 項の協議が整わないときは、発注者は、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定により本契約を解除したことにより受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、建設工事期間中の不可抗力による工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具の損害に係る発注者の負担については、第 31 条に定めるところによる。
- 3 不可抗力又は法令変更により、維持管理業務及び運營業務の中止期間が 3 か月を超えた場合においては、受託者は、本契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、中止が維持管理業務及び運營業務の一部のみの場合には、その一部を除いた他の維持管理業務及び運營業務についてはこの限りでない。

(完成前の解除の効力)

第 67 条 発注者は、第 33 条第 5 項に規定する完成確認書の交付前に本契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとする。

- 2 発注者は、前項の検査を行う場合において、本施設が本契約、設計図書又は関係図書に適合しないと認める相当の理由があり、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受託者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。この場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、受託者の負担とする。
- 3 発注者は、第 1 項に規定する引渡しを受けたときは、**別紙 9**に定めるところにより、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する施設整備に係るサービス対価を受託者に支払わなければならない。この場合において、契約の解除が第 64 条第 1 項の規定に基づくものであるときは、発注者は、支払うべき施設整備に係るサービス対価と同第 2 項の違約金を相殺することができる。

(受託者の帰責事由による解除の場合の特例)

第 68 条 第 33 条第 5 項に規定する完成確認書の交付前に本契約が第 64 条第 1 項の規定に基づき解除された場合には、次のいずれかに該当するときは除き、前条第 1 項の規定にかかわらず、発注者は、受託者に対して、本施設を取り壊して事業用地を原状回復するように求めることができる。この場合において、当該原状回復の費用は、受託者の負担とする。

- (1) 発注者が施設の出来形部分を利用して工事を継続することが妥当と判断す

るとき。

- (2) 本施設の工事の進捗状況から判断して出来形部分の買受が社会通念上合理的であると認められるとき。

(完成後の解除の効力)

第 69 条 発注者は、第 33 条第 5 項に規定する完成確認書の交付後に本契約が解除された場合においては、受託者にあらかじめ通知を行い、当該解除の日から 10 日以内に本施設の現況を確認するための検査を行うものとする。この場合において、発注者は、本施設が本契約又は関係図書に適合しないと認めるときは、適合しない事項及び理由並びに是正期間を明示して、その修補を請求することができる。

- 2 前項の修補に要する費用の負担は、次の各号に掲げる修補の発生の原因に応じてそれぞれ次のとおりとする。

(1) 不可抗力により生じた損害又は長期間の使用に伴い生ずる劣化で要求水準書に定める維持管理の方法によってもその発生がやむを得ないと認められるものは、発注者の負担とする。

(2) 第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害で第 51 条第 2 項に規定するやむを得ない事由があるものは、維持管理業務及び運営業務に係るサービス対価の 1 年分の 100 分の 1 を超える額については、発注者の負担とする。

(3) 前二号に掲げるもの以外のものは、受託者の負担とする。

- 3 発注者は、第 1 項の検査を行った場合において、本施設が本契約及び関係図書に適合すると認めるときは、受託者に対して、その旨を通知しなければならない。

- 4 受託者は、前項の通知を受けたときは、施設整備に係るサービス対価の残額の支払いを請求することができる。

- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、**別紙 9**に定めるところにより、施設整備に係るサービス対価の残額を支払わなければならない。この場合において、契約の解除が第 64 条第 1 項の規定に基づくものであるときは、発注者は、支払うべき施設整備に係るサービス対価と同第 2 項の違約金を相殺することができる。

- 6 受託者は、第 1 項に規定する解除がされた場合、維持管理業務及び運営業務を発注者又は発注者の指定する者に引き継ぐものとし、発注者又は当該発注者の指定する者が維持管理業務及び運営業務を引き継ぐために、本施設の最小限度の保全措置を含め必要な一切の行為を行うものとする。

7. 契約終了時の措置に関する事項

本事項に関する事業契約の内容は、事業契約書における以下の条項のとおりである。

(契約期間終了前の検査)

第 70 条 発注者は、維持管理及び運営期間満了の 3 か月前までに、受託者に通知を行い、本施設の現況を確認するための検査を行うことができる。この場合において、発注者は、本施設が本契約又は関係図書に適合しないと認めるときは、適合しない事項及び理由並びに是正期間を明示して、その修補を請求することができる。

- 2 前項の修補に要する費用は、前条第 2 項に定めるところによる。

(契約終了時の措置)

第 71 条 受託者は、本契約が終了した場合において、事業用地に第 68 条の規定に基づき取り壊すべき施設があるとき又は事業用地若しくは本施設に受託者が所有し若しくは管理する工事材料、仮設物、機械器具その他の物件（受託者が使用する構成員その他の第三者が所有し又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受託者は、当該物件を撤去するとともに、事業用地又は本施設を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

2 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は事業用地若しくは本施設の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受託者に代わって当該物件を処分し、事業用地若しくは本施設を修復し、若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受託者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

3 第 1 項に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法については、発注者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。

4 受託者は、本契約が終了した場合においては、発注者に対し、本施設を維持管理するために必要な全ての書類を引渡さなければならない。